

入札説明書

太陽光発電設備導入事業（P P A方式）実施可能性調査委託業務に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 公告日

令和7年10月1日（水）

2 競争入札に付する事項

(1) 件名

太陽光発電設備導入事業（P P A方式）実施可能性調査委託業務

(2) 契約期間

契約日から令和8年3月27日（金）まで

(3) 仕様書

別紙のとおり

3 契約に関する事務を担当する部局と名称

大分県生活環境部 環境政策課 脱炭素社会推進班

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

電話 097-506-3033

4 契約条項を示す場所及び日時

大分県ホームページ及び大分県共同利用型電子入札システム上に令和7年10月14日（火）までに入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。

5 大分県共同利用型電子入札システムの利用

本案件は、原則「大分県共同利用型電子入札システム」により入札を行う。ただし、紙による入札も基準を満たせば行うことができる。また、当該入札に係る事項は、この入札説明書に定めるもののほか大分県共同利用型電子入札システム運用基準による。

6 入札参加条件

この業務については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得している者であること。
- (3) この業務の履行に係る仕様書に基づき、大分県共同利用型電子入札システム又は紙入札（見積）参加届出書の提出により事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。
- (4) この公告の日から下記8に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の製造の

請負及び買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

- (5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

7 入札の方法

(1) 入札参加申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、令和7年10月8日（水）17時00分までに、大分県共同利用型電子入札システム又は紙入札（見積）参加届出書の提出により入札参加申請を行うこと。

上記期日までに提出書類の提出がされなかった場合は、入札に参加できない。

(2) 入札金額の入力期間

自 令和7年10月9日（木）10時00分

至 令和7年10月14日（火）12時00分

8 入札説明書等に関する質問の提出方法

- (1) 本説明書記載事項及び本入札にかかる事項で、質問がある場合は、別に示す質問票を作成し、3に示す担当部署に電子メールで送付すること。（提出後の到着確認を電話で必ず行うこと。）

- (2) 質問の受付期間は令和7年10月1日（水）から10月7日（火）17時00分までとする。

- (3) 提出された質問の回答は、質問者に電子メールで回答するとともに、県ホームページで公表する。

9 大分県共同利用型電子入札システムによる開札

開札予定日時 令和7年10月14日（火）14時00分

10 再入札

開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行例第 167 条の 8 第 4 項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、入札金額の入力期限、開札日時及び最低入札価格を大分県共同利用型電子入札システムにより通知するものとする。

11 大分県契約事務規則の適用

入札、契約及び契約の履行等の本業務に係る事項については、大分県契約事務規則（昭和 39 年大分県規則第 22 号）の規定を適用するので、この点を了承のうえ入札に参加すること。

12 入札保証金に関する事項

見積金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。

13 入札参加時の注意点

- (1) 入札には、上記 6 の (2) に掲げる資格の審査申請又は登録事項の変更届の手續を経て、入札の参加、契約の締結及び業務の履行、代金の請求及び受領等並びにこれらに附帯する一切の事項の権限を有する者として登録を受けた者（以下「本人」という。）が参加することを原則とする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって落札価格とし、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 本入札に参加するには、事前に大分県共同利用型電子入札システムにおけるログイン ID 及びパスワードの交付を受ける必要がある。（紙による参加を除く。）
- (4) 入札金額の入力には、「入札参加通知」に記載されている 6 ケタの認証番号が必要であり、「入札参加通知」は、入札参加申請が承認された際に電子メールにより送信される。なお、認証番号の再発行は行わないものとする。

14 入札の無効

大分県契約事務規則第 27 条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

15 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書で、大分県契約事務規則第 23 条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、大分県共同利用型電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。

(3) 再度入札は2回までとし、再度入札の結果落札者が決定しない場合は、随意契約に移行し又は手続を改めることとする。

16 契約保証金に関する事項
免除とする。